

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成31年3月14日発行（山梨県公報号外第13号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社	
所管部（局）課	総合政策部地域創生・人口対策課	
監査実施日	平成30年10月3日	11月27日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <p>1 会社が備えるべき帳簿として会計規程第5条に規定されている「前払金、概算払及び前渡金整理簿」が、作成されていなかった。</p> <p>2 長期未収金（破産債権）が次のとおり認められた。（決算日現在） 山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450円</p> <p>3 山梨ビジネスパーク内の調整池（土地）について、平成12年度に完成土地等の販売対象から除外し、現状、公社の保有資産となっているが、固定資産原簿への登録など資産としての管</p>	<p>1（発生原因の検証結果） 会計規程の該当条項について失念していた。 （措置の対応状況等） 今回の指導に基づき、平成29年度に遡って「前渡金整理簿」を作成した。なお、前払金、概算払の実績はない。 （再発防止策） 今後は規程に則った処理を行い、再発防止に努める。</p> <p>2（発生原因の検証結果） 山梨ビジネスパークにおいて、平成13年度及び平成14年度に売却した2区画の売却相手の会社が破産したことにより、土地代金が未収金となっており、破産債権として計上している。 公社も、売却時に土地に第一抵当権を設定しているが、現状は、土地上に建物が存在しており、破産手続きの中で、破産管財人から営業譲渡された別会社の所有となっている。 これまで、他の債権者からの競売申立や所有会社との任意売却の協議を行ってきたが、債権の回収に至っていない状況である。 （措置の対応状況等） 今後は現所有者や他の債権者等の動向に注視しながら、土地の任意売却や競売等の最適な回収方法や実施時期を検討及び実行し、未収金の回収に努める。 （再発防止策） 今後は土地の割賦販売は行わず、売却代金の未収金が発生しないよう、契約時の確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>3（発生原因の検証結果） 当該土地は、山梨ビジネスパーク用地として取得し、その中に調整池を設置したもので、当初は、簿価に参入していたが、会計上、公社</p>

<p>理が行われていなかった。</p>	<p>の保有土地は、流動資産の完成土地等（販売可能な状態にある土地等）と固定資産（事業の用に供する土地）に区分することとされており、当該土地は、販売対象土地ではないことから、平成12年度に資産から除外し、簿外資産として区分してきた。</p> <p>(措置の対応状況)</p> <p>資産に計上されていない公社名義の土地を保有していることを明確にするため、土地の状況、登記事項証明書等を備えた資産台帳を作成し管理する。</p> <p>(再発防止策等)</p> <p>今後は保有土地に関する情報の透明化に努める。</p>
---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象団体	公益財団法人 やまなし環境財団		
所管部（局）課	森林環境部 森林環境総務課		
監査実施日	平成30年10月25日		
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
	(指導事項)		
	<p>1 郵便切手について、平成29年度末の残高が貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> <p>2 会計処理規程第8条に「本財団の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する」と定められているが、当財団が会計処理で使用している勘定科目について、別途定められていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>郵便切手の残高が328円と僅少であり、資産計上が不要と認識していたことが原因である。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>郵便切手の期末残高については、平成30年度決算から貸借対照表に資産計上する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は会計基準に則った処理を行う。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>会計処理規程第8条における勘定科目について、整備されないまま会計処理を行っていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>別に定めることとなっている勘定科目を整備していく。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>事業を適正に執行していく前提となる規定等について、今後も適正な管理を行っていく。</p>	

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財団		
所管部（局）課	観光部 国際観光交流課		
監査実施日	平成30年9月26日		
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
	(指導事項)		
	<p>1 貸借対照表の正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>当財団の財務諸表は、システムにて一括作成しているものであり、その形式に内書きが設定</p>	

<p>書きとして記載するものとされているが、平成29年度決算において記載されていなかった。</p>	<p>されていなかったため、本件事例が発生した。 (措置の対応状況等) システムにて財務諸表を一括作成する際、内書きを設定するように変更した。 (再発防止策) 一括作成される財務諸表が法令に適合しているかどうかを定期的に確認する。</p>
<p>2 決算時に作成する財務諸表として事務処理規程第33条に規定されている「収支決算書」が、作成されていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 当財団の例年の決算に用いる財務諸表に「収支決算書」が必要ではなかったため、作成してなかった。 (措置の対応状況等) 事務処理規程の改正を行った。 (再発防止策) 決算時に必要な財務諸表が法令に適合しているかどうかを定期的に確認する。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社	
所管部(局)課	農政部 農業技術課 担い手・農地対策室	
監査実施日	平成30年9月18日、20日	11月15日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項)</p> <p>1 正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額(公益目的事業会計、法人会計)に誤りがあり訂正しているが、振替伝票、総勘定元帳の訂正がされていなかったため、正味財産増減計算書内訳表と振替伝票、総勘定元帳の金額が相違していた。</p> <p>2 山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金の補助対象事業である農地中間管理機構事業及び山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金の補助対象事業である奨励品種事業において、事業費補助金の実績額を概算払額と一致若しくは概算払額以上にするため、事業会計区分間で誤った費用の振替処理をしていた。その結果、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分の損益が正しく計上されていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 経理システム(振替伝票、総勘定元帳)と決算書が連動しておらず、決算書のみ修正し、経理システムの振替伝票の修正を怠ってしまった。 (措置の対応状況等) 経理システム内の振替伝票、総勘定元帳の修正を行った。 (再発防止策) 経理システムと決算書が連動するよう、平成31年度から新たな経理システムを導入する。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 担当職員の認識不足により補助金の概算払額と実績額を振替処理により一致させてしまった。 (措置の対応状況等) 振替処理前の状態に戻して再計算したところ、いずれの事業も報告した実績額以上となっていることを確認した。 (再発防止策) 補助事業の仕組みを十分に理解し、適正な処理に努める。</p>	

<p>3 収益事業会計において、人件費を勤務実績で按分すべきところ、想定上の理論値(従事割合)で按分し振替処理をしていた。また、期末において、法人会計から収益事業会計に誤った費用の振替処理をしているものがあった。その結果、正味財産増減計算書内訳表の損益が正しく計上されていなかった。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、予算書で想定した従事割合で按分し処理していた。また、振替処理時における根拠の確認が不十分であった。(措置の対応状況等) 勤務記録簿の記帳を徹底した。振替処理を行ったものについて戻入れを行い、訂正した。(再発防止策) 職員に対し、正確な勤務記録の記帳を徹底し、各事業の経費の労務費の実績として用いる。 また、振替処理が必要な場合は、明確な根拠資料を添付し、処理することとする。</p>
<p>4 外部出資金について、公益社団法人全国農地保有合理化協会に債務保証事業に係る出資金を出資しているが、発行されている出資証券が保管されていなかった。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、平成28年度に取得した出資証券の残高証明書で対応できると考えていた。(措置の対応状況等) 出資先に出資証券について確認したところ、平成28年度に取得した書類が出資証券の再発行書であることを確認した。(再発防止策) 平成28年度に取得した書類と合わせ、書類取得の経緯を記録として残し、適切な保管に努める。</p>
<p>5 その他未収金については、労働保険の概算払いと確定額の差額であるが、法定福利費と相殺されていなかった。</p>	<p>5 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、法定福利費と相殺していなかった。(措置の対応状況等) 平成30年度決算において差額が発生した場合には、相殺処理する。(再発防止策) 今後は、会計事務に関する研修への参加等により、担当職員の資質向上を図っていく。</p>
<p>6 指定正味財産から一般正味財産への振替額のうち、機構借受農地整備事業補助金、果樹経営支援対策事業補助金及び強化基金受取利息の金額について、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部の「一般正味財産への振替額」の金額が、総勘定元帳の「一般正味財産への振替額」の金額と一致せず、相違していた。</p>	<p>6 (発生原因の検証結果) 経理システム(振替伝票、総勘定元帳)と決算書が連動しておらず、決算書のみ修正し、経理システムの振替伝票の修正を怠ってしまった。(措置の対応状況等) 経理システム内の振替伝票、総勘定元帳の修正を行った。(再発防止策) 経理システムと決算書が連動するよう、平成31年度から新たな経理システムを導入する。</p>

<p>7 長期未収金が、次のとおり認められた。 (決算日現在) 就農支援資金貸付金 先数3件 3,403,500円</p>	<p>(措置の対応状況等) 平成31年3月末現在の長期未収金は、 3,171,500円に減少している。引き続き、早期回収に努める。</p>
<p>(意見) 財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められた。限られた人員の中で適切かつ健全な運営を確保するため、チェック体制等を再確認するとともに、会計処理に精通した職員の確保・育成に取り組まれない。また、会計システムの導入についても検討されたい。</p>	<p>限られた人員で適切に事務処理ができるよう、平成31年度から新たな会計システムを導入する。また、今回の監査においては、計算ミスなど回避できる事案も多かったことから、複数職員によるチェック体制を徹底し、併せて関係団体が行う経理担当研修を活用して職員のスキルアップを図り、事務処理の適正化を図っていく。</p>

監査対象団体	山梨県道路公社	
所管部(局)課	県土整備部 道路整備課	
監査実施日	平成30年11月5日 12月19日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項)</p> <p>1 除雪業務委託について、委託料は作業実績に単価を乗じて算出した請求金額に基づき支払っているが、委託契約書において、委託料総額は表示されていたものの、作業項目別の単価が記載されておらず、委託料の請求金額の算定方法が明確になっていなかった。</p> <p>2 6月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月であり、3月末決算のため支給総額の6か月分のうち4か月分を賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。</p> <p>3 消費税の申告において、次のとおり誤りがあった。 (1) 大沢休憩舎の賃借料について、建物の賃借料が含まれているにも関わらず、全額非課税売上としていた。 (2) 富士山有料道路沿線修景緑化・沿線清掃・森林看守業務委託契約について、課税仕入と</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 前年度までの単価が記載されていない契約書式をそのまま使用したことによる。 (措置の対応状況等) 指摘を受けた契約書を用いた委託契約は完了しており修正は行えないが、本年度契約分は、契約書に単価を記載することとした。 (再発防止策) 今後とも、修正した契約書式を用い、複数の職員によるチェックを徹底し再発防止に努めていく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 従前、当公社では賞与引当金の計上を行っておらず、事務担当者も踏襲して計上処理を行ってこなかったことによる。 (措置の対応状況等) 賞与引当金の取扱要領を新たに策定し、平成30年度決算から計上することとした。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 指摘を受けた2件について、従前から同様の取扱いをし、事務担当者も課税・非課税・不課税の認識が不足し、踏襲して処理を行っていたことによる。 (措置の対応状況等) 指摘を受けた2件について、甲府税務署に取</p>	

<p>すべきところ、不課税仕入としていた。それに伴い、消費税も過大申告となっていた。</p> <p>4 会計規程第72条の24に、本章に規定のない契約に関する事項については、山梨県財務規則、その他山梨県の契約関係の規則及び規程の例によると定められているが、雁坂トンネル有料道路トイレ他清掃業務委託契約書において、契約保証金を免除しているにも関わらず、違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>扱いを確認し、東京国税局に対して過去5年度に遡って更正の請求を行うため、東京国税局の担当者と更正内容を調整している。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、今回行う消費税の更正の請求に伴う仕訳に準じて、消費税の確定申告を行うこととし、申告に不備がないよう徹底していく。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)</p> <p>従前の、違約金条項が記載漏れの契約書式をそのまま使用したことによる。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>指摘を受けた契約書を用いた委託契約は完了しており修正は行えないが、本年度契約分は、違約金条項を記載することとした。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後とも、修正した契約書式を用い、複数の職員によるチェックを徹底し再発防止に努めていく。</p>
<p>(意見)</p> <p>雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離を解消するため、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めるとともに、県からの長期無利子貸付金を活用して効率的な経営に努め、事業の収支も概ね経営計画どおり順調に推移している。</p> <p>今後とも経営計画を着実に実施していくとともに、料金徴収期間経過後においても、利用者が安心・安全に利用できる環境を確保できるよう、維持管理有料道路制度の採用も検討しながら、適正な維持管理に努められたい。</p>	<p>雁坂トンネル有料道路については、通行の安全を確保しながら、引き続き維持管理費の削減を図るとともに、利用促進対策を実施することにより、経営計画に沿った運営に努めていくとともに、料金徴収期間経過後の運営形態を県と共に検討していきたい。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課 下水道室	
監査実施日	平成30年10月16日 12月17日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項)</p> <p>財務規程第21条第1項に「科目毎に勘定表を付して毎月末日に当該月の取引の合計額及び累計残高を記載しなければならない」と定められているが、自主事業である公共下水道水質測定受託事業他3事業について、年間の支出予算整理簿は作成されていたが、科目毎に毎月の取引の合計額及び累計残高が記載された帳票(執行状況)が作成されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>財務規程に対する理解不足が原因であった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>監査終了後、科目毎に毎月の取引の合計額及び累計残高を記載する帳票(執行状況)の作成を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、財務規程を遵守するよう職員へ周知徹底を図った。</p>	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	
所管部（局）課	警察本部 組織犯罪対策課	
監査実施日	平成30年9月11日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項）</p> <p>1 印章管理規程第8条に、印章を使用するときは、印章使用簿に所定の事項を記載しておかなければならないと定められているが、記載されていないなかった。また、印章登録台帳において、管理責任者を「専務理事」と記載すべきところ「事務局長」と記載され、管理代理者を「事務局長」と記載すべきところ記載されていないなかった。</p> <p>2 不当要求防止責任者講習会に係る部外講師の謝金と併せて支払った旅費について、所得税の源泉徴収がされていないなかった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果）</p> <p>「印章管理規程」に関する認識不足から、記載ミス、記載漏れが発生していた。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>登録台帳の記載ミスを訂正するとともに、印章使用簿の必要性はないとの判断から、平成31年3月13日付で「印章管理規程」を改め、印章使用簿を廃止した。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>今後は、複数人によるチェック体制の強化を確立し、適正な運用を行う。</p> <p>2（発生原因の検証結果）</p> <p>旅費に関する源泉徴収の確認が不十分であった。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>税理士とも協議し、旅費の源泉徴収の徹底を図ることとした。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>今後は、複数人によるチェック体制の強化を確立し、適正な処理を行う。</p>

監査対象団体	株式会社 清里の森管理公社	
所管部（局）課	森林環境部 県有林課	
監査実施日	平成30年9月12日 11月1日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>〔指摘事項〕</p> <p>1 前回監査において、貸倒引当金については、個別注記表において、「法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している」とあるが、未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金の貸倒引当金についても、未収入金の貸倒引当金と同様に法人税法の規定による繰入率（未収入金の100分の6）によって計上しており、債権の内容を検討した計上が行われていなかったことから指導事項とした。</p> <p>今回の監査においても、通常の未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金に対する貸倒引当金（回収不能見込額）について、通常の未収入金に対する貸倒引当金と同様に、</p>	<p>1（発生原因の検証結果）</p> <p>長期未収入金ではあるが、回収の見込みがなくなる不良債権には該当しないとの判断から繰入率の見直し等の措置を講じなかった。</p> <p>（措置の対応状況）</p> <p>長期未収入金のうち会社の倒産等により回収困難な共益費債権2件（3,284,376円）については、貸倒懸念債権としてH30年度決算において、個別評価金銭債権の額の100分の50に相当する金額（1,642,188円）を貸倒引当金（回収不能見込額）として処理した。その他の2件は、H30年度に一部が納入された案件及び、滞納者が別荘に定住している案件で回収の可能性のあることから法定繰入率によるものとし</p>

<p>法人税法の規定による繰入率（1000分の6）によって計上され、債権の内容を検討した計上が行われておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。</p> <p>2 前回監査において、財務規程に、企業会計原則に基づき財政状況及び経営成績を明らかにするとされ、流動負債に未払消費税の勘定科目が設定されているにもかかわらず、平成25年度の確定消費税について未払計上されていなかったことから指導事項とした。</p> <p>今回の監査においても、税込経理方式を適用している消費税について、適正な財政状況及び経営成績の開示の観点から、企業会計原則に従い、発生した年度の費用として未払計上すべきであるが、現状では、納税申告書が提出された日の属する年度に費用計上しているため、平成29年度分の確定消費税1,380,200円が、平成29年度の決算において未払金として貸借対照表に計上されておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。</p>	<p>た。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>回収に懸念が生じた段階から各債務者の財政状態等に応じ、債権区分（一般・貸倒懸念・破産更生）を決定し、貸倒引当金を計上していくとともに、長期未収入金に至らないよう回収に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>納付すべき消費税の計上時期をその申告書が提出された日の属する事業年度に損金処理することとしていたため、未払計上していなかった。</p> <p>(措置の対応状況)</p> <p>経理方式を明確にするため、公社財務規程を改正して、貸借対照表の様式に「未払消費税」を追加し、H30年度決算から、当該年度の費用として未払消費税として計上した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>規程に沿って適正に計上する。</p>						
<p>(指導事項)</p> <p>1 平成28年度以前の未収入金が次のとおり認められた。(決算日現在)</p> <table border="0" data-bbox="255 1254 638 1388"> <tr> <td>共益費</td> <td>3,838,086円</td> </tr> <tr> <td>受託業務料</td> <td>2,840円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,840,926円</td> </tr> </table> <p>2 財務規程第15条に「毎日の収入金は、原則として当日中に指定する銀行に預け入れるものとし、これを繰り替えて支払に使用してはならない」と定められているが、当日中に銀行に預け入れられていないものがあつた。</p>	共益費	3,838,086円	受託業務料	2,840円	合計	3,840,926円	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>別荘の共益費については、企業の倒産や経営不振等により支払いが滞り、長期未収入金となっている。</p> <p>(措置の対応状況)</p> <p>「共益費納入促進事務取扱要領」に基づき督促事務を行っており、共益費債権の一部及び受託業務料については、H30年度内に回収された。</p> <p>H31年3月31日現在の1年を超える未収債権の残高は次のとおり。</p> <p>共益費：3,622,350円（4件：2社2名）</p> <p>(再発防止策)</p> <p>文書による督促を継続するとともに、滞納者を訪問するなどして回収に努め、県、公社共通の滞納者に対しては連携を図りながら納入促進を図る。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>職員の勤務体制や立地条件等の理由から金融機関への預け入れが規程どおり行われていなかった。</p> <p>(措置の対応状況)</p>
共益費	3,838,086円						
受託業務料	2,840円						
合計	3,840,926円						

	<p>毎日の預け入れは事実上困難であるため、持参による預け入れ回数を増やした。また、収入済の現金を安全に管理するため、新たに「金庫等管理要領」を制定した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、実情に鑑み、一定期間内に預け入れることができるようにするなど、県の規定等を参考にしながら実態に即した規程の改定と、併せてキャッシュレスサービスの導入について検討する。</p>
<p>(意見)</p> <p>前回監査で指導事項とした、貸倒引当金や未払消費税の会計処理については、早期に改善を図るとともに、公社所管課においても適切に指導されたい。退職給付引当金について、退職金規定に基づく自己都合による当期末要支給額の80%を計上しているが、80%とする根拠が薄弱であるため、実態に合った方法により計上することを、併せて検討されたい。</p> <p>また、公社収入の大半を占める共益費収入について、未契約状態の大型別荘区画の増加などにより減少傾向にあることから、将来的な別荘地需要等を見通した事業のあり方を検討するなど、県及び公社が一体となって、安定した経営基盤の確立に努められたい。</p>	<p>○退職給付引当金について (発生原因の検証結果)</p> <p>80%程度の引当計上が妥当との判断から、満額計上していなかった。</p> <p>(措置の対応状況)</p> <p>年度末における要支給額の全額を、他の預金と分離して定期預金として確保している。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>退職予定者の状況をみながら段階的に100%に引き上げることを検討する。</p> <p>○共益費収入について (発生原因の検証結果)</p> <p>企業が所有する保養施設としての利用の減少、及び建物の老朽化等に伴い、個人区画を含め県との賃貸借契約の解除件数が増加している。</p> <p>(措置の対応状況) (再発防止策)</p> <p>ホームページのリニューアルにあわせて、購買意欲が高まるよう別荘販売区画の広告内容を見直す。</p> <p>宅地建物取引士の有資格者を増員し、現在の取引士2名の業務内容を見直して、別荘の分譲販売を促進するための方策を検討する。</p>

監査対象団体	公益財団法人 やまなし産業支援機構	
所管部(局)課	産業労働部 産業政策課	
監査実施日	平成30年10月9日、10日	11月20日
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項)</p> <p>1 会計規程第3条に「会計は、定款に定める経理区分に従い、それぞれ区分経理するものとする」と定められているが、定款に経理区分について規定されていなかった。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>定款に定める事業目的及び財産の種別、会計原則を包括した経理区分と認識していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>会計規程第3条の改正を行った。</p>

<p>2 産業展示交流館アイメッセ山梨の指定管理業務における郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> <p>3 未収消費税について、消費税申告期限間に仕入税額控除算入漏れが判明し、消費税の申告書は訂正したが、決算書においては、未収消費税が計上不足となっていた。</p> <p>4 賞与引当金に対する未払社会保険料について、未払費用として計上されていなかった。</p> <p>5 貸倒引当金を計上するに当たり、貸出時には正常先であっても、現時点では債務超過か否かの形式的判断ができないことから、延滞がなくても貸出先から決算書入手し、債務者の区分を検討すべきであるが、されていなかった。</p>	<p>平成30年度第7回理事会にて可決承認された。 (再発防止策) 機構で定める各規程を、監査法人に再確認してもらおう。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 実務運用上、郵便切手は1ヶ月以内に使用予定のものを都度購入している。 H29年度末の郵便切手期末残高は54,000円程度で、おおよそ1ヶ月以内の使用予定額と考えられることから、每期継続的に費用処理として対応していた。 (措置の対応状況等) 郵便切手の管理を徹底するとともに、期末残がある場合は、資産計上を行う。 (再発防止策) 周知を徹底する。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 決算期における繁忙による事務処理ミスが原因である。 (措置の対応状況等) H30年度に差額分を雑収入として処理を行った。 (再発防止策) 注意確認を徹底する。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 社会保険料を未払費用として計上する認識が無かった。 (措置の対応状況等) H30年度より社会保険料についても未払費用として計上した。 (再発防止策) 将来に備え、引当可能な費用は計上することとし、監査法人と科目を再精査する。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 形式的判断を行う際に、財務状態による形式区分においては、確認できるもののみ債務超過2期以上、債務超過1期のみ、赤字・繰越欠損として区分し、その後、実質判断を行い、貸倒引当金の算定を行ってきた。 「設備貸与債権管理基準(別表1)」は、H27年度の貸与制度の改正をきっかけとして、改正されたものであり、実務については、過去からの手順を継続して行っていたため今回の事例が発生した。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 設備貸与事業に係る違約金徴収取扱手順書によると、「設備貸与（リース）料の口座引落としについて」により延滞額を請求し、請求後には延滞先へ延滞額請求に関わる連絡をし、入金確認後に、「設備貸与（リース）料の口座引落としについて」に連絡した日時や相手及び内容を記録し証拠として残すこととされているが、その記録がされていないものがあった。また、違約金請求後には延滞先に連絡を行うとともに、連絡した日時及び相手等を転記しておくこととされているが、請求した書類に転記がされていないものがあった。

7 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱において、補助金の額は補助対象経費（貸倒れに備える資金）のうち知事が必要かつ適当と認める額とするのみで、具体的な補助金の額の算定方法が明確にされていなかったため、補助金の額は、過去5年平均の貸倒実績率の2分の1の割合等に基づいて算定されているが、貸倒実績率の2分の1の割合の計算要素である「みなし保険金受取額（支援機構償却額の2分の1）」は、当該事業の全ての債権の償却額の2分の1としているのに対し、そこから控除する償却後債権回収額の2分の1は、当該事業の全ての債権の償却済債権回収額の2分の1ではなく、平成15年に停止した機械類信用保険の対象である債権に係る信用保険料の金額の2分の1としていて、対応関係がとれて

(措置の対応状況等)

決算書の入手に努めるとともに、毎年貸与実績がある企業に対し実施している利用状況調査において、新たに項目を設定して確認を行う。

(再発防止策)

制度改正については、内容を確認して関係する規程を見直していく。規程を見直した際には、その内容を周知・徹底を図ることで再発防止につなげる。

6 (発生原因の検証結果)

延滞額の入金確認後に、「設備貸与（リース）料の口座引落としについて」に連絡した日時や相手及び内容を記録し、証拠として残すこととされているが、記載が漏れているものがあった。

また、違約金の請求日は、請求後の入金日を「違約金管理表」にて管理している。入金確認後に管理表への記載はあるものの、個別ファイルに保存してある用紙にその転記がないものがあった。

これらは、全ての職員への周知・徹底がされておらず、記載及び転記漏れとなったもの。

(措置の対応状況等)

「設備貸与（リース）料の口座引落としについて」に記載を行った。

違約金管理表は全ての案件の記載があるため、指摘事項を確認して、個別ファイルにその記載を行った。

(再発防止策)

手順書を再度確認する中で、担当する職員以外にも周知徹底を行い、再発を防止する。

7 (発生原因の検証結果)

小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金の額の算定方法について、補助金の交付要綱において具体的な補助金の額の算定方法が明確にされていなかった。

(措置の対応状況等)

県との協議により、所轄課において要綱の改正を行い、H31年度より補助金の算出式を要綱内に明記した。

H31年度より、改正された算出式に基づいて補助金額の算出を行う。

(再発防止策)

改正された算出式に基づいて補助金額の算出を行う。

<p>いなかった。</p> <p>8 会計規程第 16 条に、財団が行う契約は山梨県財務規則の例によると定められているが、契約書及び請書が締結されていないものがあった。 (産業展示交流館アイメッセ山梨)</p> <p>9 契約書に、次のとおり不備があった。 (産業展示交流館アイメッセ山梨)</p> <p>(1) 契約保証金に係る条項、契約解除のための暴力団排除条項及び違約金条項が設けられていないものがあった。</p> <p>(2) 飲料等自動販売機設置契約書に、自動販売機の種類・型式名・番号が記載されていないものがあった。</p> <p>10 指定管理業務の実施に当たり付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第 20 条第 2 項及び管理運営業務仕様書第 4 の 6 に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。 (産業展示交流館アイメッセ山梨)</p>	<p>8 (発生原因の検証結果)</p> <p>契約書や請書の締結行為は案件毎に精査して実施しているが、財務規則に基づいた行為を行わなければならないことが徹底されていなかったことが原因である。 (措置の対応状況等)</p> <p>契約書等が締結されていない案件について、速やかに契約書等を締結した。 (再発防止策)</p> <p>今後は山梨県財務規則と照らし合わせ、厳正かつ適正な運用を図っていく。</p> <p>9 (発生原因の検証結果)</p> <p>(1) における条項、(2) における自動販売機の種類や型式まで記載することまで認識していなかったことが原因である。 (措置の対応状況等)</p> <p>(1) における条項は、順次追加する。 (2) における自動販売機の種類、型式等を入れた契約書にて再契約を行った。 (再発防止策)</p> <p>(1) における条項及び(2) における自動販売機の種類や型式等は必ず入れることとし、漏れのないよう徹底していく。</p> <p>10 (発生原因の検証結果)</p> <p>県が被保険者として定められていることが、担当者間において徹底されていなかったことが原因である。よって県を付保することを逸してしまった。 (措置の対応状況等)</p> <p>早急に賠償責任保険について、保険会社と交渉し直ちに県を被保険者として保険契約を締結し直した。 (再発防止策)</p> <p>基本協定書及び管理運営業務を遵守し、県及び指定管理者を被保険者として付保していく。</p>
<p>(意見)</p> <p>財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められ、契約書作成における不備も見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等の再確認や会計処理に精通した職員の育成に取り組むことと併せて、効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。</p>	<p>経理・事務処理については、定款、各種規程、財務規則、取扱要領等を厳正に遵守し適正な処理を実施するとともに、会計処理能力の向上にも努めていく。</p> <p>また、会計・事務処理過程では、担当者以外の二重(上司)、三重(最終的な責任者)のチェック体制のもと徹底した精査を実施する。</p>

	さらに、会計担当職員の資質向上に努めるとともに、各部署においても適正な事務処理を実施するよう徹底し、効率的かつ効果的な事業運営に努める。
--	----------------------------------------------------------------------

監査対象団体	富士急山梨バス 株式会社	
所管部（局）課	リニア交通局 交通政策課	
監査実施日	平成30年12月13日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）	<p>補助金交付要綱第9条第1項に「補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする」と定められているが、他の経理と明確に区分した帳簿が備えられていなかった。</p>	<p>（発生原因の検証結果） 補助金（路線補助、車両減価償却費補助）の入金については明確に区別して記帳しているが、減価償却費補助の支払い（出金）については、他の経理と補助金を区別して記帳していなかった。 （措置の対応状況等） 他の経理と明確に区別した帳簿を別に備えるようにした。</p>

監査対象団体	一般社団法人 山梨県バス協会	
所管部（局）課	産業労働部 商業振興金融課	
監査実施日	平成30年11月21日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）	<p>備えるべき会計帳簿として経理規程第8条に規定されている「総勘定元帳」、「現金出納帳」及び「その他必要な帳簿類」である仕訳帳及び預金出納帳について、補助金に係る収入支出が記載されていなかった。</p>	<p>（発生原因の検証結果） 補助金会計に関しては、会計処理の認識不足により、これら帳簿を備え付けて無かった。 （措置の対応状況等） 指導後、速やかに作成した。 （再発防止策） 経理担当、事務局長、専務理事で会計帳簿を毎月確認することで、再発防止に取り組んでいる。</p>

監査対象団体	フジネット共同事業体	
所管部（局）課	県民生活部 世界遺産富士山課	
監査実施日	平成30年10月18日 12月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）	<p>指定管理業務の実施に当たり付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第20条第2項及び管理運営業務仕様書10(1)に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。</p>	<p>（発生原因の検証結果） 平成28年6月の賠償責任保険契約締結時に、申込書の記載内容を十分確認せずに契約を締結したことにより、契約内容に不備が生じてしまった。 （措置の対応状況等）</p>

	<p>平成30年10月18日に実施した監査での指導を受け、翌週23日には当該契約内容の変更手続きを行い、迅速かつ適切に是正措置を講じた。 (再発防止策)</p> <p>今後は、指定管理者募集関係資料や基本協定書等の内容を十分把握したうえで、指定管理業務の遂行に必要な手続きを適切に行い、業務を実施していく。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	
所管部(局)課	福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理)(補助金) 福祉保健総務課(補助金)	県民生活部 県民生活・男女参画課(補助金)
監査実施日	平成30年10月23日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p>(指導事項)</p> <p>1 調理実習の材料費の参加者負担金に係る現金の取扱事務について、次のとおり、不適切な処理があった。 (介護実習普及センター)</p> <p>(1) 収納した現金の仕訳処理が収納した日に行われず、金融機関に預け入れた日に仕訳処理がされ、金融機関に預け入れるまで、仕訳日記帳及び総勘定元帳に現金の出納が記載されていなかった。そのため、経理規程第28条第1項に規定されている現金についての会計責任者への報告もされていなかった。</p> <p>(2) 経理規程第22条に「収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、受入後3日以内に金融機関に預け入れなければならない」と定められているが、受入後3日以内に金融機関に預け入れられていないものがあった。</p> <p>2 基本協定書第23条に定められている業務日報において、「管理運営に係る収支状況」が記載されていなかった。 (介護実習普及センター)</p>	<p>1 (1)(2) (発生原因の検証結果)</p> <p>調理実習は1回あたり3日間あるため、参加費はセンター事務所内の金庫で保管し、研修終了後速やかに3日分をまとめて金融機関へ入金し、入金した日で入金伝票を作成、会計責任者に報告していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成31年度事業からは経理規程を遵守し、参加費を預かった日ごとに金融機関へ入金処理し、仕訳伝票により会計責任者へ報告する。</p> <p>(再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が異動した際の引き継ぎを徹底する。 ・今後は適正な会計事務処理に努める。 <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>本会の会計システムで出力する「月別予実績一覧表」により月毎の収支状況(収入、支出、残高)を把握することが可能であるため、業務日報に毎日の収支状況を記載する必要がないとの了解を県から得ていたが、日報の様式には記載欄を残したままにしていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>県に改めて確認したところ、業務日報への記載は必要ないとの回答を得、基本協定書の条文との齟齬を解消するため、平成31年度からの新たな基本協定書においては、日報以外での管理を可能とする内容に改正していただいた。</p> <p>従って、収支状況はこれまで同様、会計シス</p>

3 事業報告書の「管理業務に係る収支決算」において、支出の「租税公課」の消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の執行額を消費税の課税対象外の経費の 100 分の 8 相当額としていた。また、介護実習普及センター運営事業の総勘定元帳の事業未払金において、未払消費税の計上額と消費税の納付による充当額に差額が生じており、事業未払金の残高が過大となっていた。

（介護実習普及センター）

4 山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金交付要綱第 14 条第 1 項において、補助事業により取得した財産についてその台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならないと定められているが、補助事業で取得した備品が台帳に登載されていなかった。

テムで管理することとし、業務日報における記載は廃止することとした。

3（発生原因の検証結果）

本会の経理は、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚労省令第 79 号）に従い、社会福祉事業、公益事業及び生活福祉資金会計で、全体では 49 の事業区分を設けている。これらの事業区分は、県からの委託や補助事業、本会独自の自主事業など様々であり、消費税の取り扱いも異なっている。また、本会は、経理処理について、会計事務所に委託しており、消費税の申告納付は、当該会計事務所から申告書を受領し、税務署に提出、納付をしている。この際、消費税に係る租税公課を計上している他の委託事業等の事業区分を優先して充当したため、事業未払金の残高が過大となったものである。

（措置の対応状況等）

消費税の申告納付は、最終的には法人全体で計算して行うものであるが、上記会計事務所に、事業区分ごとの算定書の提出を依頼し、改めて未払金を処理した。

（再発防止策）

今後は、上記会計事務所に事業区分ごとの算定書の提出を依頼し、当該算定書に従って経理処理を行うこととした。

4（発生原因の検証結果）

山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金交付要綱において、台帳に記載すべき財産の基準が示されていなかったため、本会の経理規程第 45 条第 3 項に基づき、10 万円未満の備品については、台帳へ登載しなかった。

（措置の対応状況等）

本センターの主管課である山梨県県民生活部県民生活・男女参画課NPO・人権担当に確認したところ、補助事業により取得した備品については、県の財務規則第 139 条に準拠するようにとの指示を受けた。

（再発防止策）

「山梨県ボランティア・NPOセンター備品台帳」を整備し、補助事業で取得した全ての備品について登載した。また、全ての備品に備品シールを貼付した。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県障害者援護協会	
所管部（局）課	福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	平成30年9月27日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項）</p> <p>1 旅費について、支払い手続きが行われておらず、旅行者に支給されていないものがあった。 （あけぼの医療福祉センター成人寮）</p> <p>2 経理規定第12条第1項に「すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない」と定められているが、会計処理に伝票が起票されておらず、請求書等への勘定科目等の記載及び押印並びに仕訳日記帳の確認（押印）により会計処理が行われており、経理規定に沿った事務処理が履行されていなかった。 （あさひワークホーム） （あけぼの医療福祉センター成人寮）</p> <p>3 契約書に、次のとおり不備があった。 （あさひワークホーム）</p> <p>（1）管理運営業務仕様書第13に暴力団排除措置について定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が記載されていないものがあった。</p> <p>（2）契約締結日が記載されていないものがあった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果） 事務において、命令から旅行日まで期間があったため、旅費の支払い確認が不十分となり支払い漏れとなった。 （措置の対応状況等） 支払い漏れとなった旅費については、監査後当該旅行者に支給した。 （再発防止策） 今後は命令、支払が別となる決裁書式の変更と複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行及び再発防止に努めていく。</p> <p>2（発生原因の検証結果） 会計処理は仕訳伝票ではなく仕訳日記帳で代用できると誤認していた。 （措置の対応状況等） 監査終了後、仕訳伝票書類の起票を行った。 （再発防止策） 今後は担当職員の会計事務に関する知識習得など資質向上を図り、経理規定に沿った事務処理が行われるよう努めていく。</p> <p>3（発生原因の検証結果）</p> <p>（1）事業所内で作成していた契約書様式で、暴力団排除措置条項のないデータを使用していたため記載漏れがあった。</p> <p>（2）契約締結日記入の確認漏れがあった。 （措置の対応状況等）</p> <p>（1）次回の契約から暴力団排除及び契約の解除等を記載したものに変更を行う。</p> <p>（2）契約締結日を確認し適切に記載を行った。 （再発防止策）</p> <p>（1）契約を締結する際、暴力団排除条項が記載された新様式にて契約を行うことを確認し、同様の指摘を受けることがないように再発防止に取り組んでいく。</p> <p>（2）契約締結日の確認を徹底し、複数の職員で内容確認を行い、再発防止に努める。</p>

監査対象団体	山梨県職業能力開発協会	
所管部（局）課	産業労働部 産業人材育成課	
監査実施日	平成30年10月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項）</p> <p>現金の取扱事務について、次のとおり不適切な処理があった。</p> <p>（1）協会が備えるべき帳簿として財務規程第9条に規定されている「現金預金出納簿」のうち、現金に関する出納簿が、作成されていなかった。</p> <p>（中小企業人材開発センター） （職業能力開発協会費補助金）</p> <p>（2）財務規程第21条第2項に「受検手数料及び受講料を収入する場合は、領収書の発行を収入調定に代えることができる」と定められているが、収入日を領収書発行日ではなく、普通預金への入金日としていた。</p> <p>（中小企業人材開発センター） （職業能力開発協会費補助金）</p> <p>（3）利用規程第19条3項に「現金を収納したときは、収入日計表を作成し、収入取引を整理しなければならない」と定められているが、日ごとに作成されていなかった。</p> <p>（中小企業人材開発センター）</p>	<p>（1）（発生原因の検証結果） 現金での支出を行わないため、現金に関する出納簿の作成は必要が無いと考えていた。</p> <p>（措置の対応状況等） 使用している会計システムの現金出納簿を作成した。</p> <p>（再発防止策） 収入を会計ソフトに入力する際、現金か預金かを選択しなければ次の工程に進めないようにした。</p> <p>（2）（発生原因の検証結果） 現金出納簿を作成していなかったため、領収書発行日ではなく、普通預金への入金日としていた。</p> <p>（措置の対応状況等） 現金出納簿を作成し、領収書発行日を入金日として適正に処理している。</p> <p>（再発防止策） 現金出納簿を作成した。</p> <p>（3）（発生原因の検証結果） 普通預金への入金がある日にまとめて日計表を作成しても良いと誤認していた。</p> <p>（措置の対応状況等） 収入日ごとに収入日計表の作成をしている。</p> <p>（再発防止策） 収入日計表の作成を基に、現金出納簿の整理をするようにした。</p>